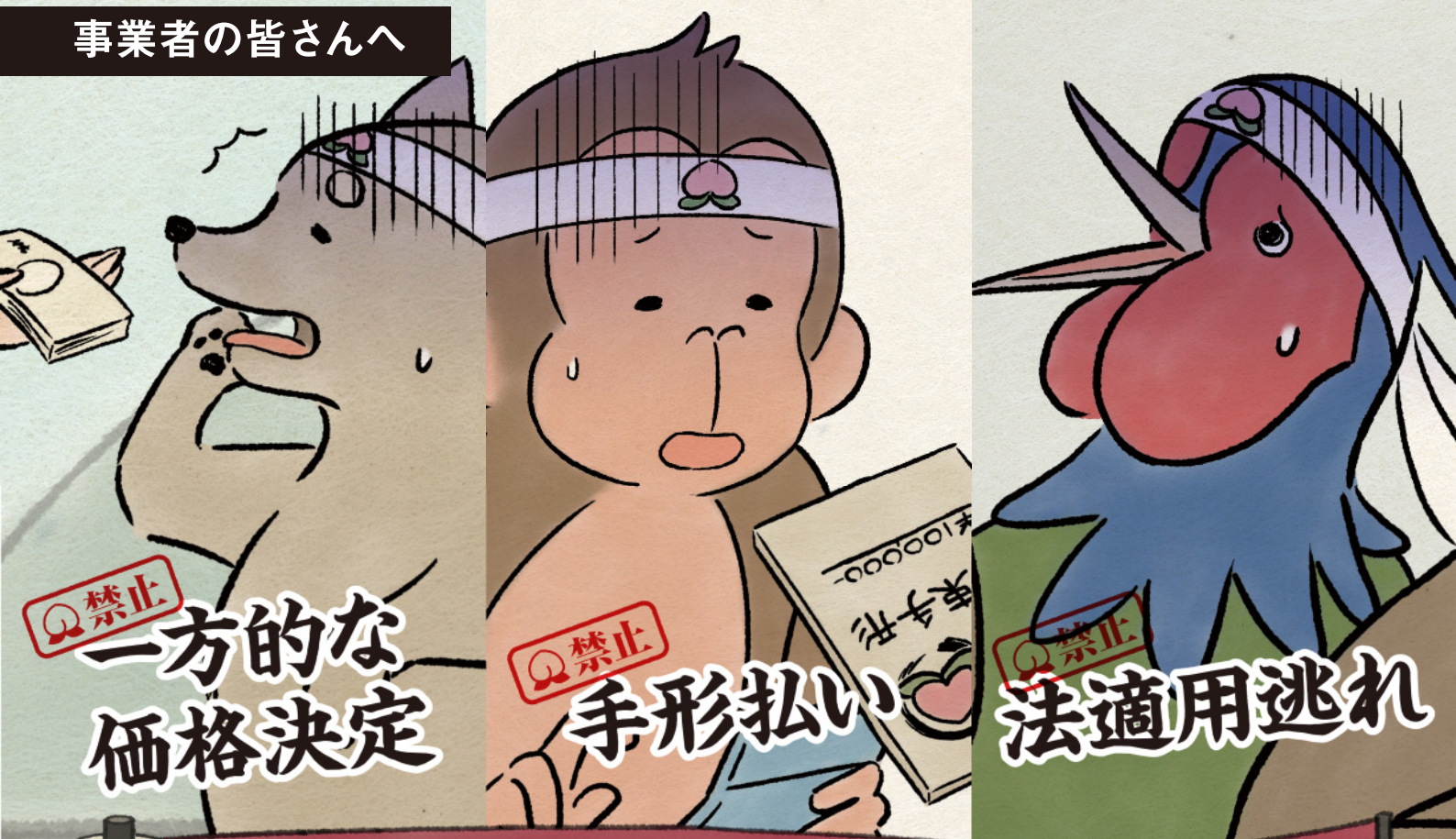


事業者の皆さんへ



禁止

一方的な
価格決定

禁止

手形払い

禁止

法適用逃れ

令和8年1月1日施行

下請法・下請振興法が
取適法・振興法に変わります!



CHECK POINT 法改正に伴い名称変更・用語の見直しも!

下請法→中小受託取引適正化法(取適法)

親事業者→委託事業者

下請振興法→受託中小企業振興法(振興法)

下請事業者→中小受託事業者

取適法5つの改正ポイント

- ① 協議に応じない一方的な価格決定の禁止
- ② 手形払等の禁止
- ③ 適用基準に従業員基準を追加
- ④ 対象取引に特定運送委託を追加
- ⑤ 面的執行の強化

振興法4つの改正ポイント

- ① 多段階の事業者が連携した取組への支援
- ② 国・地方公共団体の責務規定新設
- ③ 主務大臣による権限強化「勸奨」
- ④ 適用対象の追加

改正内容の詳細は
WEBサイトを確認!

公正取引委員会
取適法・振興法
特設WEBサイト



中小企業庁
振興法
特設WEBサイト



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁